

(議案その五)

令和七年六月

定例島根県議会議案(条例)

次の議案別紙のとおり提出します。

令和 7 年 6 月 24 日

島根県知事 丸 山 達 也

第97号議案 特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正す

る条例 1

第97号議案

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

第1条 特別職の職員の給与等に関する条例(昭和23年島根県条例第88号)の一部を次のように改正する。

第1号表中「1,280,000円」を「1,290,000円」に、「1,000,000円」を「1,010,000円」に、「800,000円」を「810,000円」に、「670,000円」を「680,000円」に改める。

(島根県病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 島根県病院事業管理者の給与等に関する条例(平成19年島根県条例第28号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「800,000円」を「810,000円」に改め、同条第2項中「1,000,000円」を「1,010,000円」に改める。

(非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正)

第3条 非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例(昭和27年島根県条例第38号)の一部を次のように改正する。

「	「
月額 190,000円	月額 192,000円
日額 38,300円	日額 38,900円
日額 31,900円	日額 32,400円
月額 231,000円	月額 234,000円
月額 190,000円	月額 192,000円
月額 276,000円	月額 280,000円

第 2 条の表中	月額	108,000円	月額	109,000円	を に改める。
	月額	231,000円	月額	234,000円	
	月額	190,000円	月額	192,000円	
	月額	231,000円	月額	234,000円	
	月額	190,000円	月額	192,000円	
	月額	164,000円	月額	166,000円	
	日額	38,300円	日額	38,900円	
	日額	31,900円	日額	32,400円	
	日額	38,300円	日額	38,900円	
	日額	31,900円	日額	32,400円	
	日額	38,300円	日額	38,900円	
	日額	31,900円	日額	32,400円	

第 3 条第 1 項中「13,300円」を「13,500円」に改め、同条第 3 項中「勤務 1 日につき11,300円を超えない範囲内において、選挙管理委員会が知事と協議して定める」を「それぞれ国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律（昭和25年法律第179号）第14条第 1 項各号の規定により定められた額と同額とする」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中第 3 条第 3 項の改正規定は、公布の日から施行する。